HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	畑作農業に対する水田・畑作経営所得安定対策、戸別所得補償制度の影響 : 十勝畑作経営研究会・モデル経営を対象とした実態解析
Author(s)	平石, 学
Description	2010年度秋季大会シンポジウム共通論題「政策転換下の北海道農業 : 政策対応と自立的な展開への条件」
Citation	フロンティア農業経済研究, 16(2), 19-28
Issue Date	2013-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65933
Type	journal article
File Information	16-2-4_hiraishi.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〔フロンティア農業経済研究　第16巻第2号　2013.2〕

［論文］

畑作農業に対する水田・畑作経営所得安定対策、戸別所得補償制度の影響
～ 十勝畑作経営研究会・モデル経営を対象とした実態解析 ～

北海道立総合研究機構 中央農業試験場　平　石　　学

An Analysis of the Impact of the Direct Income Compensation System on Paddy-Field Farming and Upland-Farming

Gaku Hiraishi
Hokkaido Research Organization Central Agricultural Experiment Station

Summary

The purpose of this paper is to illustrate how policy changes included in the former "*Direct Payment Program for Paddy Field Farming and Upland Farming*" affected individual upland farming

Three conclusions were reached:

1) In order to reduce production costs, it is more effective to raise yields than to expand production scale. However, the "*Direct Payment Program for Paddy-Field Farming and Upland Farming*" failed to reduce production costs because it did not stimulate production. On the other hand, he implementation of the "*Individual-household Income Support System*" has stimulated increased production, which appears to have encouraged cost reductions.

2) Under the former program, there appears to have been little correlation between the profitability of crops and quantity of labor input required. Therefore, the area of wheat and beans brought under cultivation increased because they are labor saving. It is assumed that the new program will not be correct this situation.

3) In order to provide stability for large-scale farming, it will be necessary to promote structural improvements in the new system such as providing additional payments for establishing specific production goals and accumulating additional farmland.

Ⅰ. 背景と目的

平成19年に水田・畑作経営所得安定対策（以下、経営安定対策）が施行され、本道畑作農業に、本格的な直接支払制度が導入された。本制度は、「当面の間」継続される見通しであったものの、平成23年からは、「農業者戸別所得補償制度」へと施策が転換されることとなっている。

本報告では、主に畑作物の生産物当たり生産費と収益性の視点から、これら2回にわたる政策転換の影響がいかに生じているか、あるいは生じることが見込まれるかを報告する。具体的には、以下の3点を課題とする。

第1に畑作物の生産物当たり生産費低減の方向

を確認するため、生産物当たり生産費の高低がなににによって規定されているかを検討する。第2に、経営安定対策下において生産物当たり生産費低減の方向と収益性との関係性を検討し、経営安定対策が畑作経営に及ぼした影響を考察する。第3に、畑作における戸別所得補償制度を想定した試算に基づき、これによる収益性変化が畑作経営に及ぼす影響を検討する。

なお、本報告における畑作物生産費の分析、経営所得安定対策が畑作収益に及ぼした影響に係る分析は、平石・白井・志賀［1］、志賀・平石・白井［8］に基づく。

Ⅱ. 分析対象と方法

分析対象は、十勝畑作経営研究会における担い手経営革新促進事業モデル経営である(注1)。対象経営のほとんどは経営耕地規模が地域平均よりも大きい経営であり（2010年センサスによると北海道十勝地域の平均経営耕地面積は37ha。分析対象平均は54ha、分析対象最小は25ha）、すべて経営安定対策における担い手要件を満たしている。

分析にもちいた生産費、単収は平成20年産の記帳データである。設定した第1、第2の課題である、生産費の規定要因および経営安定対策の影響評価では、作付規模・単収規模別にサンプル数の確保できる秋まき小麦（以下、小麦）とてん菜（移植）を対象とする。第3の課題である戸別所得補償の影響評価では、さらに大豆、加工用馬鈴しょを対象に加える。なお、分析対象の平均経営耕地面積が大きいことから、それぞれの平均作付面積も地区平均より大きいことに留意が必要である。

Ⅲ　結果と考察

1. 畑作物生産費の規定要因

図1に、作付規模階層別の10a当たり生産費を示す。10a当たり生産費を作付規模階層間で比較すると、小麦、てん菜の双方において大規模層における労働費の低下傾向は認められるものの、物財費は一定程度の作付規模（小麦：15ha前後度、てん菜：10～15ha程度）で下げ止まることがわかる。なお、2010年センサスによると北海道十勝地域の平均小麦作付面積は11.3ha、平均てん菜作付面積は9.3ha（工芸農作物で代替した）である。すなわち、面積当たり生産費の低減に対して、作付規模拡大は有効であるものの、効果の生じる作付規模は現状に比して、極端に大きくはないと判断される。

表1に、作付規模階層別の単収を示す。単収を作付規模階層間で比較すると、小麦、てん菜の双方において大規模層（小麦：20ha以上、てん菜：15ha以上）での単収の低下傾向がうかがえる。

大規模層において面積当たり生産費が下げ止まる一方で、単収に低下傾向がうかがえる結果、生産物当たりでは作付面積拡大によるコスト低減効果は相殺される。図2に、作付規模階層別の生産物当たり生産費を示したが、小規模層に比した大規模層における生産費は、生産物当たりでは面積当たりほど低くない。とりわけ階層間での面積当たり生産費格差が小さく単収格差の大きい小麦では、最大規模層の生産物当たり生産費は小規模層と比べても優位性が判然としなくなるほどである。

上述のとおり、統計上層（生産費調査における最大規模層は小麦が「15ha以上」、てん菜が「10ha以上」である）を含んだ十勝地域の大規模畑作経営を想定すると、面積当たり生産費の階層間格差は大きくはないため、生産物当たり生産

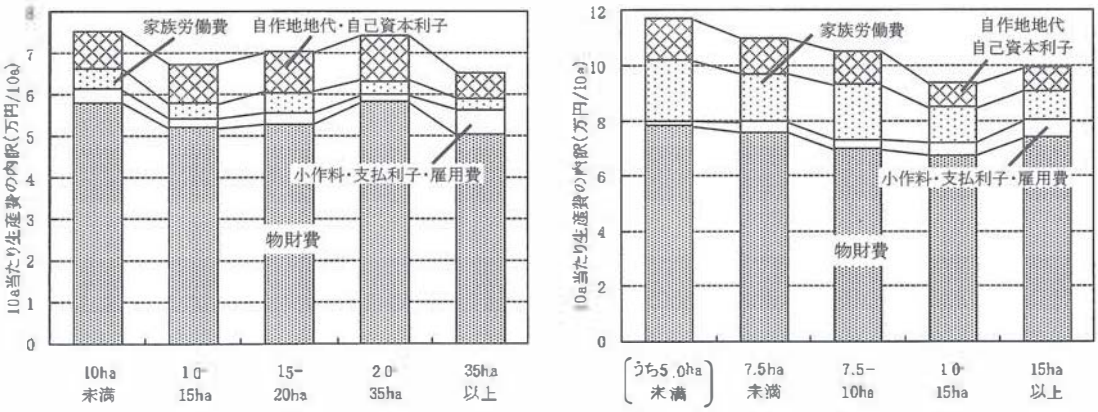


図1　10a当たり生産費の作付規模階層間格差（左：小麦，右：てん菜（移植））

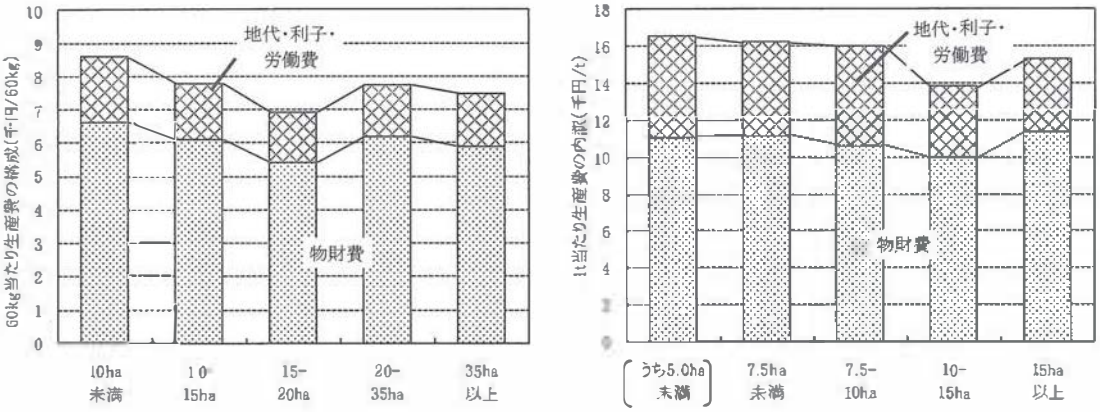


図2　生産物当たり生産費の作付規模階層間格差（左：小麦，右：てん菜（移植））

表1　単収の作付規模階層間格差

（単位:kg）

小　麦		てん菜	
規模階層	単収	規模階層	単収
10ha未満	541	（うち5.0ha未満）	7,194
10-15ha	522	7.5ha未満	6,875
15-20ha	609	7.5-10ha	6,629
20-35ha	586	10-15ha	6,786
35ha以上	531	15ha以上	6,511

費は単収による影響を大きく受ける。図3に、単収階層別の生産物当たり生産費を示したが、小麦、てん菜の双方において単収と生産物当たり生産費とに明瞭な関係が認められる。また、これを図2と比較すると、生産物当たり生産費の階層間格差は、作付規模階層間よりも単収階層間のほうが大きいことを見て取れる。

以上のことから、畑作物の生産物当たり生産費について、以下の2点を指摘できる。第1に、生産物当たり生産費の低減に作付規模拡大は有効である。ただし、効果の得られる作付規模は現状に比して極端な大規模ではなく、効果は限定的であるため、規模拡大によるコスト低減効果に過度に期待すべきではない。第2に、生産物当たり生産費の低減には、単収の維持・向上の視点が不可欠である。

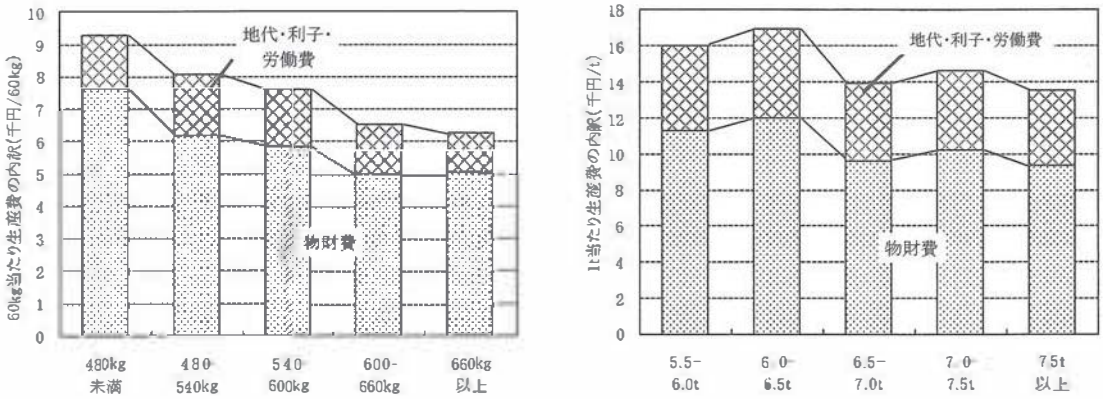


図3　生産物当たり生産費の単収階層間格差（左：小麦、右：てん菜（移植））

2. 水田・畑作経営所得安定対策の影響

1) 経営安定対策が収益性に及ぼした影響

経営安定対策前後の収入を試算し、単収階層別に生産物当たり収入を図4に示す。生産物当たり費用と収入とを比較すると、経営安定対策移行後は当年の生産に応じた収入（品代＋数量払い）では、当年の生産に要した物財費を補填できない状況が散見される[注3)]。また、単収が高いほど、物財費を補填できる割合は高く、収益性は高いものの、「単収の向上によって、赤字を減らす」（作付けを中止し、実績払いのみを受給したほうが所得は高い）という状況であることがわかる。さらに、単収の高い階層では、実績払いの受給額は生産物当たりでは低く、この結果、単収の高い階層ほど、経営安定対策移行前に比した生産物当たり収入の低下額も大きい。ただし、その一方で、単収の低い階層においては、経営安定対策移行前に比して生産費の補償程度は向上しており、低収時

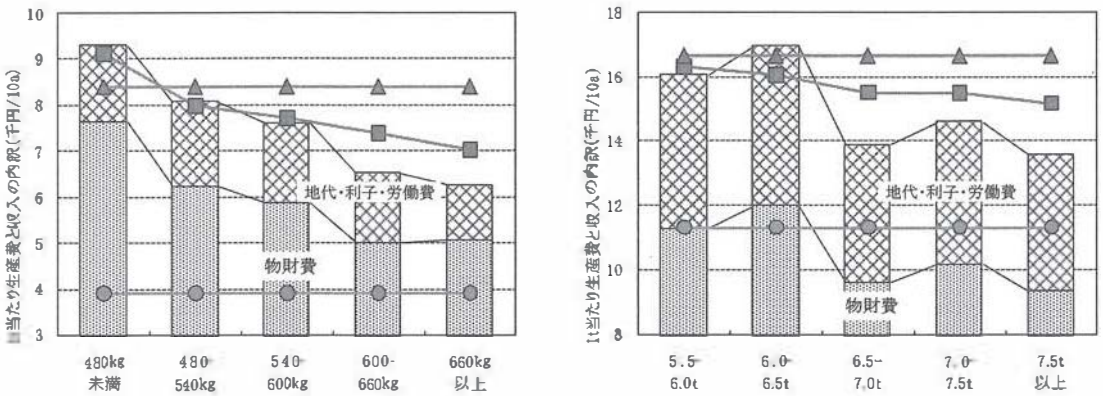
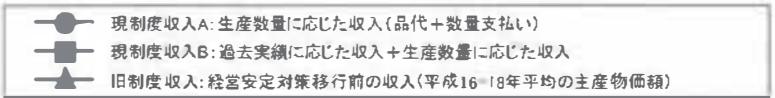


図4　生産物当たり生産費と粗収益（経営安定対策移行前後の比較）の単収階層間格差
（左：小麦、右：てん菜（移植））



注）副産物価額相当額は、地代・利子・労働費から減じている（以下、同じ）

の補償効果は大きい。

以上のことから、経営安定対策による収益性変化について、以下の3点を指摘できる。第1に、生産物当たり生産費の低減には、単収の維持・向上の視点が不可欠であったものの、コスト低減を達成している単収の高い階層ほど、経営安定対策による収益性の下落程度は大きい。第2に、経営安定対策下において単収向上は収益性を向上させるものの、そうであっても生産に比例した収入からは所得を安定的には得られていない。このため、単収向上は「作付けを中止しても所得には影響しない状況下での赤字の縮小」という色彩が強く、収益性改善を促す上で、積極的な改善行動を誘導しにくい。すなわち、経営安定対策は、「担い手要件」を設定し規模拡大を促すとともに、「一定以上の作付規模における生産費」を支援基準とすることによってコスト低減を誘導することを意図した制度設計であるものの、最先進地である十勝地域の大規模畑作経営を想定すると生産コスト低減を導きにくい制度設計となっている。第3に、一方、経営安定対策移行後には、単収の低い階層において生産費の補填程度が高まっている。ここでは「ナラシ」を評価対象としていないものの、実績払いの存在は、低収年において経営を安定化させる効果を持っており、これは高く評価されるべきものである。

2) 経営安定対策が作付行動に及ぼした影響

経営安定対策が作付行動に及ぼした影響を検討するため、申請面積（過去実績面積）と当年作付面積の比（以下、面積比と記す）を求め、図5に示す。小麦、てん菜の双方で面積比はおおむね1.0を中心に分布にするが、申請面積に対する当年の作付面積の大小には、大きな経営間格差があることがわかる。

さらに、表2に、単収階層別の面積比を示す。面積比は、小麦、てん菜ともに1.0を超えており、平均的には作付面積は維持されている。当年の生産による収入で当年の生産に要した費用を回収できないことが散見される状況であっても、平均的には作付面積は維持され、作付中止や極端な作付面積の縮小は認められない。ただし、面積比

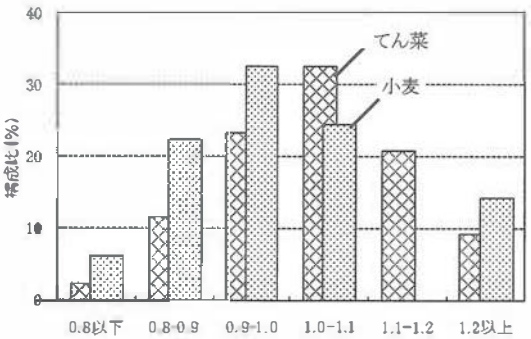


図5　申請面積に比した作付面積の比の分布

注）面積比は、作付面積÷申請面積として求めた。

表2　単収階層別の申請面積と作付面積の差

（単位:ha）

小麦				てん菜			
単収階層	申請面積(①)	作付面積(②)	②/①の平均	単収階層	申請面積(③)	作付面積(④)	④/③の平均
総計	18.9	18.8	1.00※ (1.47)	総計	10.0	10.4	1.06
480kg未満	23.5	24.6	1.04	5.5-6.0t	12.1	13.0	1.05
480-540kg	15.8	15.8	1.03	6.0-6.5t	9.3	10.2	1.13
540-600kg	18.7	18.9	1.01※ (3.30)	6.5-7.0t	10.1	10.5	1.10
600-660kg	16.9	16.4	0.96	7.0-7.5t	11.6	11.5	1.02
660kg以上	22.6	20.2	0.92	7.5t以上	7.4	6.9	0.92

注）小麦（n=49）は、48事例の面積比は0.7～2.0に分布したが、1事例の面積比が2.39であったため、1事例を除外した平均値を示した。括弧内数値が当該事例を含めた平均値である。

を単収階層間で比較すると、単収が低いほど面積比は大きく、高いほど面積比は小さい。すなわち、単収が高く、生産物当たり生産費が低い経営ほど、作付行動が消極的であることがうかがえる。むしろ、作付けに積極的なのは、単収が低く、生産物当たり生産費が高い経営である。総体で作付面積の急減が回避されながらも、低コストな経営から高コストな経営へと作付けが移転しつつある。

以上のとおり、経営安定対策は、制度下における収益形成の視点から、単収向上を通じた生産コストの低減を導きにくい制度設計であったが、実際には生産物当たり生産費の低減を阻害しつつあると判断される。

3. 戸別所得補償制度の影響

農業者戸別所得補償制度への移行によって、畑作物の支援施策は数量払いを重視した、事実上の不足払い方式へと回帰する。このため、上述した経営所得安定対策における「生産物当たり生産費の低減には単収向上が不可欠であるが、経営安定対策下では、高単収経営ほど大きな影響を受け、かつ、単収向上による収益性改善が著しく低下するため、総体として生産物当たり生産費の低減を誘導しにくい」という問題点は改善されるものと考えられる。

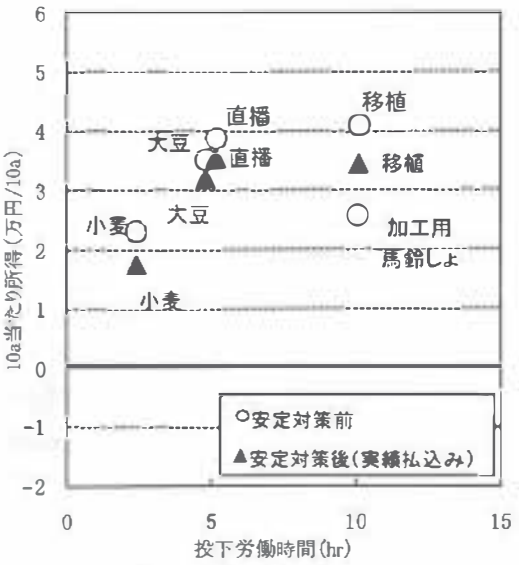
戸別所得補償制度は、現時点[注4)]では予算要求段階であり、内容は未確定であるが、ここでは経営安定対策及び戸別所得補償制度における畑作物の収益性を試算し、収益性変化の影響を検討する。なお、ここでの試算は、①平成20年産の単収、費用に基づいていることから、作物間の収益性バランスを検討するうえでは不十分であること、②戸別所得補償制度で想定した単価は予算要求段階の値を用いていること等、限定の多い試算であることに留意願いたい。

図6に、経営安定対策移行前後、戸別所得補償制度移行時の十勝における主要畑作物（小麦、てん菜（移植・直播）、大豆、加工用馬鈴しょ）の投下労働時間と10a当たり所得の試算値を示す。図6－①では経営所得安定対策移行前後（実績払いを作物別収入と見込む[注5)]）を比較することで経営安定対策移行時の収益性変化を確認し、図6－②では経営所得安定対策下において実績払いを作物別収入と見込む場合と見込まない場合とを比較することで作物間の収益性の特徴を検討し、図6－③では戸別所得補償制度移行による変化を検討する。

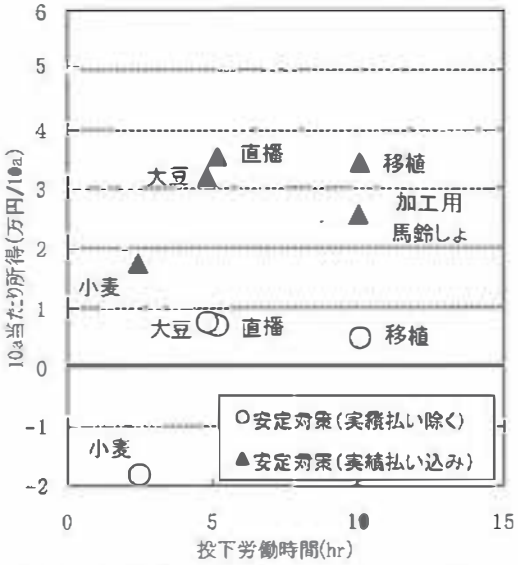
まず、図6－①から経営安定対策移行前の収益性を見ると、投下労働時間と収益性との間には関係が認められ、収益性の高い作物ほど多労的である。一方、経営安定対策移行後には、実績払いを作物に帰属する収入と見なした場合でも、全体的に収益性は下落し、投下労働時間と収益性との関係が判然としなくなり、作物間の収益性は均衡する。また、実績払いを作物に帰属する収入と見なさない場合、投下労働時間と収益性とはほぼ無関係となり、図6－②のように、当年産の生産数量による収入のみに基づく収益性では、小麦は赤字となり、他の対象品目の収益性も1万円/10aを下回る低い水準で均衡する。

以上のとおり、経営安定対策下では、所得形成上、実績払いの多寡が大きな影響を持つことから、基準年の見直し有無が判断できない状況下では、対象品目の作付面積を維持する方向が取られやすい。ただし、対象品目の生産によって直接得られる所得は大幅に低下するため、対象外品目の収益面での地位が相対的に上昇し、既往装備や栽培技術で作付けしやすい作物への転換が生じやすくなる。さらに、対象品目では面積当たり収益性格差が縮小することから、より省力的な作物への作付転換が生じやすくなると考えられる。

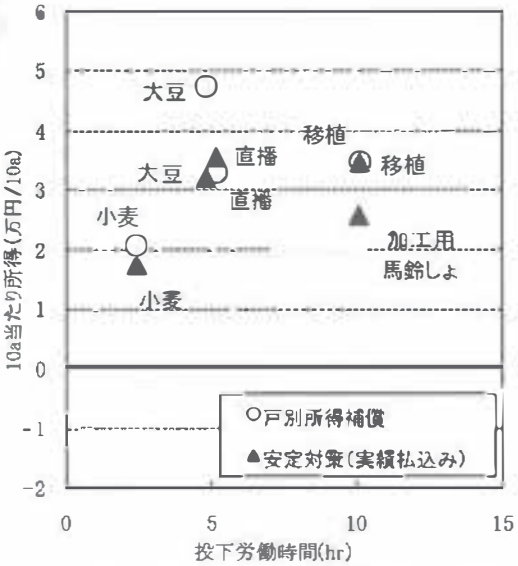
なお、表3に、十勝地域における近年の作付面積の推移を示したが、10年程度の期間でみると



① 経営安定対策移行前後の収益性変化
（実績払いを作物別収入と見込む場合）



② 経営安定対策下の収益性（実績払いを作物別収入に見込む場合と見込まない場合）



③ 戸別所得補償制度移行前後の収益性変化

注1）収益性の算定は以下に基づいておこなった。
① 物財費および単収：
・平成20年産の作物別物財費を用い、安定対策施行前後、戸別所得補償制度においても、これは変化しないこととした。
②経営安定対策施行前の粗収益：
・主産物価格は、農水省「米および小麦の生産費」「工芸農作物等の生産費」の主産物価額（北海道）3カ年平均値をもちいた。
③経営安定対策施行後の粗収益：
・生産数量に応じた収入(品代および数量支払い)単価は、関係機関の聞き取り調査に基づき平成20年産の十勝地域の平均的水準をもちいた。
・実績払いは、調査事例個々の市町村値をもちいた。
④戸別所得補償制度下の粗収益：
・品代単価は、上記③と同様とした。
・数量単価は、予算要求時の数量払い単価をもちいた。
注2）品代単価を平成20年産と同様としたため、単価が対価している作物は実態よりも収益性が高い試算結果となっていることに注意を要する（とりわけ大豆。大豆は平成19年から単価が低下している。（財）日本特産農産物協会によると、とよまさり銘柄は平成19年8313円/60kgが平成23年7月は6,277円/60kgまで約25%取引単価が低下した）。

図6　経営安定対策、戸別所得補償制度による作物別の収益性の変化

対象品目の作付面積が横ばい・微減で推移する中、①対象品目間では、てん菜、澱原用馬鈴しょといった根菜類の作付面積が大幅に減少し、その一方、てん菜（直播）の面積が増加していること、大豆が平成18年に特異的な動きをするものの増加基調にある[注6]こと、経営安定対策下で赤字となった小麦の作付面積は増加から減少に転じたこと、②対象外品目では、馬鈴しょ作付面積が

表3　主要畑作物の作付面積の推移（十勝地域）

（単位:ha）

	小麦	大豆	小豆	菜豆	馬鈴しょ			てん菜		
						うち澱原用	うち種子用 生食・加工用		うち移植	うち直播
平成12年	43,000	3,420	12,500	8,600	24,700	6,600	18,300	30,600	29,900	721
平成13年	43,400	3,610	14,600	8,840	24,200	—	—	28,700	27,900	704
平成14年	44,300	3,490	13,100	10,500	24,400	—	—	29,000	28,200	687
平成15年	44,100	3,570	13,900	9,130	23,300	—	—	29,500	28,800	762
平成16年	44,700	3,450	13,600	8,370	22,600	—	—	29,800	28,900	859
平成17年	46,200	4,710	11,900	8,030	23,100	5,790	15,600	29,500	28,500	962
平成18年	47,700	5,140	10,700	7,200	23,600	5,860	17,500	29,400	28,300	1,130
平成19年	47,000	3,830	11,090	7,210	24,100	5,450	18,400	28,900	27,500	1,460
平成20年	46,400	4,080	11,300	7,600	23,000	4,900	17,900	28,500	26,600	1,900
平成21年	45,700	4,160	12,500	8,270	22,900	4,920	18,000	27,700	25,300	2,330

資料）小麦、大豆、馬鈴しょ、てん菜は「北海道農林水産統計年報」より作成。小豆、菜豆は平成12～18年は「農林水産統計年報」、19年以降は道庁農産振興課調べより作成。馬鈴しょの用途内訳は、平成17年は農林業センサス、18年以降は道庁調べより作成。
てん菜の栽培方法別内訳は「てん菜の生産実績」より作成。

微減する一方、食用・加工用馬鈴しょの作付面積は維持されていること、小豆、菜豆の作付面積の縮小に歯止めが掛かったこと等は、経営安定対策下における収益性の変化と符合する。

次に、図6－③から、戸別所得補償制度への移行時の収益性変化をみると、当年の生産に基づく収入が増加し、収益性は是正されるものの、交付総額では相対的に小麦・大豆に厚いことから、かつてのような多労的≒高収益という関係は回復しないことがわかる。すなわち、経営安定対策への移行時に生じた省力作物の収益性の有利性、根菜類の不利性といった「ねじれ」は持続するのである。

以上は、戸別所得補償制度下においても、根菜類の作付けの抑制・微減傾向は継続することを想起させる。あるいは、戸別所得補償制度への移行によって小麦・大豆の収益性が上昇するため、この傾向が強まることすら考えられる。このことは次の2点を懸念させる。第1は、作付規模階層間の生産費格差の分析に見たとおり資本装備が多く、かつ多労的な作物ほど大規模作付けの有利性が発揮されやすいことから、麦類・豆類作付けの偏重傾向は大規模経営の効率性・有利性をより発揮させにくくすることである。第2は、戸別所得補償制度下で、実績払い・ナラシが中止され、経営安定化効果は低下するが、一般に、根菜類と麦類・豆類では、後者のほうが生産性の年次間偏差は大きいことから、麦類・豆類作付けの偏重傾向は大規模経営の収益構造をより豊凶変動の影響を受けやすくすることである。したがって、土地利用に偏りが生じないように、現時点では制度設計が判然としていない「生産目標数量」の設定・配分によって誘導する、あるいは、根菜類（とりわけ、てん菜）の作付けへのインセンティブを高めていくことが必要である。

Ⅳ. 要約と結論

以上、水田・畑作経営所得安定対策を中心に、政策転換が畑作経営に及ぼした影響を報告した。分析からは戸別所得補償制度について、以下の3点を指摘できる。

第1に、生産物当たり生産費は規模拡大による低減効果が一定程度認められつつも、増収による低減効果のほうが大きかった。ところが、経営安

定対策は作付拡大は促しつつも、増収による生産物当たり生産費の低減を促す制度設計となっておらず、生産物当たり生産費の低減は阻害されつつあった。　方、戸別所得補償制度では、増収に対する経済的インセンティブが向上するため、増収によるコスト低減効果は促されるようになり、この問題は解消すると判断される。ただし、一定以上の作付規模までは生じることが期待できる規模拡大によるコスト低減効果は促されず、また、豊凶変動に対する経営の安定化効果も低下することが見通される。

第2に、かつて、主要畑作物では、投下労働時間の多い作物ほど収益性が高いという関係があったが、経営安定対策においてこの関係が崩れ、これが土地利用における麦類・豆類の偏重を促していた。戸別所得補償制度下でもこの収益関係は是正されないことが見通される。このことは、大規模経営の有利性が発揮されにくく、かつ、不安定性の高まりを導きかねない。

第3に、戸別所得補償制度下における大規模経営の有利性発揮、安定化向上に向けて、生産目標数量の設定・配分や、規模加算等の運用を通じ、土地利用の混乱を抑制しつつ、構造改善を促す必要がある。

最後に、本シンポジウムのテーマである「政策転換下の北海道農業～政策対応と自立的な展開への条件～」を踏まえ、政策転換が経営の自立にどのように作用したか、あるいは作用するかを考察する。

図4に示したとおり、畑作農業では品代のみで所得を形成することは困難であり、政策支持によって経営を確立させている。したがって、「自立的な経営」とは、食料供給の役割を果たした上で、より生産物当たり生産費の低減を進める経営となろう[注7]。この意味からは、戸別所得補償制度は、生産目標数量の配分方法に不明瞭な点を抱えつつも、増収による収益性向上を誘導することを通じてコスト低減を導く方向となっており、「自立」を促す方向にあると考えられる。ただしその一方で、経営安定対策下で模索されたような実績払いを活用した新規作物の導入・振興はおこなえなくなること、場合によって生産目標数量で作付選択の自由度が低下するなどによって、対象作物以外への経営転換をはかるといった「自立」を促す方向にはない。今後、制度運用を通じ、コスト低減と経営の自立化とを促すことが必要となるのである。

謝　辞

十勝管内畑作経営研究会のご協力なくして、我々、研究チームはこれらの研究成果を得られなかった。生産費調査を実施した会員の皆様、管内JA、十勝農協連の方々に記して感謝致します。

注1）北海道十勝地域では、担い手経営革新促進事業モデル実践事業を契機とし、モデル経営と関係機関とが十勝管内畑作経営研究会を組織し、そこで農水省に準拠した生産費を集計するシステムを確立した（詳細は、白井ら［9］参照のこと）．本稿において分析にもちいたデータは、研究会における生産費調査活動によるものである。

注2）2010年センサスによると北海道十勝地域の平均小麦作付面積は11.3ha、平均てん菜作付面積は9.3ha（工芸農作物で代替した）であるが、農水省による生産費調査の階層区分による最大階層は、小麦15ha以上、てん菜10ha以上である。

注3）志賀［7］は、「品代+黄ゲタ」による物財費のカバー率が畑作品目ごとに異なり、最大作付規模層ですらてん菜、大豆しか物財費をカバーできないこと、作付けをするほど赤字が増加する構造にあることを指摘した。また、その一方で対象作物の大幅な作付縮小は

なされなかったことを指摘している。

注4）本稿における戸別所得補償制度下の収益性資産は、2010年9月1日時点の数値に基づく。

注5）作物別の収益性を分析する上で、過去実績を作物ごとに配賦することは本来、適当でない。ただし、既往研究（関根［5］、若林［10］、川崎［2］等）の分析結果からすると、農家行動の判断基準としては、過去実績を一定程度見込んで作物別の収益性を評価していることを前提としたほうが適切であると判断される。

注6）平成18年の大豆の作付面積の急増の要因として、制度変更への対応も指摘されるが、西村［3］の指摘するとおり作付指標の急拡大にも注目すべきである。経営安定対策下での大豆の増加について、経営安定対策への移行前年（平成18年）は作付指標面積の大幅な増加とともなって作付面積も急増しつつも指標面積は未達であったのに対し、経営安定対策下（平成19年以降）は作付面積は4,000ha程度で推移するものの作付指標面積は超過するようになったことには注目を要する。

注7）水田・畑作経営所得安定対策は、内外価格差に基づく特定財源に依拠しており、財源面では制度移行前の性格を残存させている（澤田［4］）。このため、生産コストの低減は、自給率向上を果たす上で、財源面の制約を弱める効果も持つ。

引用文献

［1］平石学・白井康裕・志賀永一「大規模畑作経営におけるてん菜・小麦生産費の規定要因」『2010年度日本農業経済学会論文集』、pp.83-89、2010年。

［2］川崎賢太郎「品目横断政策が北海道畑作農業に及ぼす影響」『2008年度日本農業経済学会論文集』、pp.22-26、2008年。

［3］西村直樹「畑作農業における品目横断的経営安定対策の影響に関する予備的考察」『北海道農業』第35号、pp.46-61、2008年。

［4］澤田学「畑作物政策と品目横断的経営安定対策－欧米との比較」『北海道農業経済研究』第13号(2)、pp.3-19、2007年。

［5］関根久子「「水田・畑作経営所得安定対策」下における畑作経営の対応」『北海道農業研究センター農業経営研究』第100号、pp.37-57、2009年。

［6］関根久子「「品目横断的経営安定対策」への移行に伴う畑作経営の収益変化」『北海道農業研究センター農業経営研究』第97号、pp.25-38、2008年。

［7］志賀永一「北海道農業の生産構造とグローバル化に向けた対応・課題」『農業経済研究』第80巻(2)、pp.55-66、2008年。

［8］志賀・平石・白井「水田・畑作経営所得安定対策による小麦・てん菜の収益性変化」『2010年度日本農業経済学会論文集』pp.22-29、2010年。

［9］白井康裕・井脇健治・志賀永一・大野勝広・鱈場尊・平石学・日向貴久「畑作経営を対象とした生産費集計マニュアルの開発」『平成21年度日本農業経営学会研究大会個別報告資料』pp.84-85、2009年。

［10］若林勝史・細山隆夫「大規模畑作における新技術を活用した生産システムの導入効果」『平成21年度日本農業経営学会研究大会個別報告資料』pp.82-83、2009年。

（2012年9月16日受理）